

議案第 8 号

山都町監査委員に関する条例等の一部改正について

山都町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 榎林 力也

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、山都町監査委員に関する条例等を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長職務代理者 山都町副町長

山都町条例第 号

山都町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(山都町監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 山都町監査委員に関する条例(平成17年山都町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(山都町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 山都町病院事業の設置等に関する条例(平成17年山都町条例第109号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 山都町水道事業の設置等に関する条例(平成17年山都町条例第142号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年山都町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【第1条】 山都町監査委員に関する条例(平成17年条例第19号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(出納職員の賠償責任の決定)</p> <p>第10条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定により監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該要求のあった日から20日以内に監査の上、決定し、その結果を町長に通知しなければならない。</p>	<p>(出納職員の賠償責任の決定)</p> <p>第10条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定により監査し、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、当該要求のあった日から20日以内に監査の上、決定し、その結果を町長に通知しなければならない。</p>

【第2条】 山都町病院事業の設置等に関する条例(平成17年条例第109号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第4項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

【第3条】 山都町水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第142号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

【第4条】 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年条例第7号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、町長若しくは町の委員会の委員若しくは委員又は町の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。)の町に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。</p>